

生第92427号	化成肥料	オクト苦土有機入り高度化成264	株式会社オクト	福岡県北九州市戸畑区銀座一丁目5番18号
生第92428号	化成肥料	マザーPK化成222	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第92430号	化成肥料	くみあい苦土入り複合硝磷加安S482新1	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第92431号	化成肥料	三井物産アグロビジネス高度化成444	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
輸第6134号	甲殻類質肥料粉末	カニガラフレーク	喜多組商事株式会社	大阪府大阪市中央区博労町三丁目6番1号御堂筋エスジービル7階
輸第10308号	硫酸アンモニア	21.0硫酸アンモニア	株式会社グリーンティア	福岡県八女市大字鶴池346番地
輸第10309号	尿素	46.0尿素	中原物産株式会社	大阪府柏原市円明町1000番62号
輸第10310号	尿素	46.0尿素	株式会社グリーンティア	福岡県八女市大字鶴池346番地
輸第10312号	化成肥料	化成1.2—4.5—52	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号
輸第10313号	化成肥料	化成肥料15—15—15	JFE商事株式会社	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
輸第10314号	化成肥料	化成肥料14—14—14	株式会社グリーンティア	福岡県八女市大字鶴池346番地
輸第10315号	化成肥料	化成肥料15—15—15	株式会社グリーンティア	福岡県八女市大字鶴池346番地
輸第10316号	化成肥料	化成肥料16—16—16	株式会社グリーンティア	福岡県八女市大字鶴池346番地
輸第13246号	混合りん酸肥料	粒状珪カルようりん1号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
輸第13248号	魚かす粉末	魚かす	株式会社みのり	静岡県三島市西本町4番5号
輸第13249号	甲殻類質肥料粉末	カニ殻1号	株式会社みのり	静岡県三島市西本町4番5号
輸第13252号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸苦土肥料	株式会社みのり	静岡県三島市西本町4番5号

2 保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）  
肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したため、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月十二日 農林水産大臣 齋藤 健

1	登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の氏名又は名称及び住所	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第80645号	汚泥発酵肥料	クリーンシステムとなみゆき肥料	砺波地方衛生施設組合	富山県高岡市福岡町土屋710番地の1		
生第100793号	汚泥発酵肥料	汚泥堆肥	株式会社阿蘇高原ファーム	熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2764番地		

2 保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者の住所の変更に係る届出があつたので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月十二日 農林水産大臣 齋藤 健

生産業者の住所の変更

登録番号	生第81086号
変更前	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1031番地12
変更後	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1050番地1

○特許庁告示第三号

工業所有権に関する手続等の時例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社廣済堂から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年三月十二日 特許庁長官 宗像 直子

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第33号（一）	株式会社廣済堂	東京都港区芝四丁目7番8号
第37号（一）		芝サンエスワカマツビル7F・8F・9F
第38号（一）		
第44号（一）		

○環境省告示第十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十六条の三第二号二の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法を次に定め、平成三十年四月一日から適用する。  
平成三十年三月十二日

環境大臣 中川 雅治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第十六条の三第二号二の規定による令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

1 令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものに含まれる鉄、アルミニウム、銅又はプラスチック（繊維以外の製品の原材料として利用することが容易なものに限る。以下同じ。）について、当該有害使用済機器から鉄、アルミニウム、銅若しくはプラスチック（以下「鉄等」という。）を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法

1 テレビジョン受信機（家庭用機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器をいう。以下同じ。）であるものに限る。以下同じ。）が有害使用済機器となつたもののうちブラウン管式のものにあつては、ブラウン管に含まれるガラスについて、当該有害使用済機器からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカセットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法